

〈当館へのメッセージ〉

知的財産権の観点から見た図書館の資料の有効利用

穂坂 道子

私の、初めての神奈川県立川崎図書館訪問は、6年前の2012年9月であった。私の所属する日本弁理士会関東支部神奈川委員会の当時の委員長が、この図書館を委員会のメンバーに紹介するために、見学会を企画したのである。

その際、この図書館は科学技術・工業分野の資料を重点的に収集していること、神奈川県の知的所有権センターの支部として特許情報の提供を行ってきたこと、そして県立の図書館の再整備が検討される中で、その機能の見直しが行われる可能性があることについてレクチャーを受けた。

館内をくまなく歩いて様々な蔵書と社史のコレクションを見学し、一般に向けて開放している特許や商標の調査のためのデータベース用パソコンも見せていただいた。そして、「一般公開していない部屋」という紹介で、隣のビルとの間のスペースを下から上まで利用して増設した書庫に案内された。各階は細い階段でつながっており、いずれの階にも整然とかつ隙間なく本が並べられている。弁理士のバイブルである吉藤幸朔の『特許法概説』やボーデンハウゼンの『注解パリ条約』等、ちょっとマニアックな本がしっかり並べられていることを確認し満足したことを覚えている。

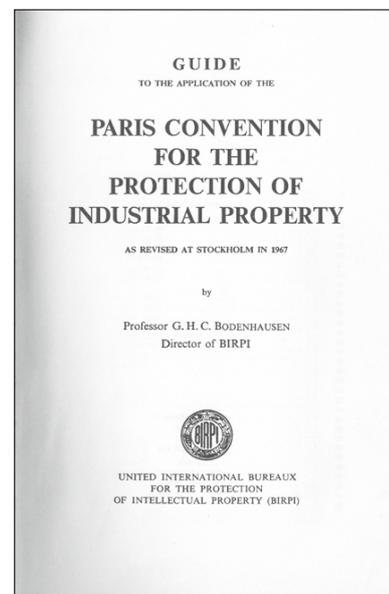
余談だが、私は図書館訪問の三日前に富士登山を終えたところで全身ひどい筋肉痛であった。増設の書庫には当然エスカレータはなく、手すりにつかまり筋肉痛をこらえながら、急な階段をそろりそろりと上り下りしたことは記念すべき思い出である。

私は、この見学会に参加するまで川崎図書館の存在を知らなかった。よって私の職業に関係する興味深い図書館が存在するということと、その図書館の機能見直しの検討がなされているということと同時に知ったわけであり、もったいないなあ・・・、なんとかならないものかなあ・・・、と自然に思った。

その後我々も「事業継続」の声を挙げさせていただき見守っていたところ、ものづくりを支援する機能に特化し、かながわサイエンスパークへの移転を決定、という運びになり、安堵した次第である。



吉藤幸朔『特許法概説』



ボーデンハウゼン『注解パリ条約』

さて、そのような経緯で巡り合ったこの図書館を
弁理士が有効に利用するのはどのようなシーンか、
これを機会に考えてみた。

インターネットが発達し、検索機能の利用により
様々な情報を容易に入手できる時代にはなった。し
かし、デジタル情報はコピーアンドペーストや改変
が容易であるし、ある時点でパソコンやスマホの画
面上に現われても、時が変われば現れる内容も変化
する。そのため、ある情報の存在を証拠として使う
には、書籍のようなアナログ情報の存在の重要性は
まだまだ失われぬ。

具体的には次のようなシーンでの証拠である。

[1] 特許の無効理由の検索

特許の要件のひとつに「特許出願時に『公知』で
なかったこと（新規性）」がある。特許庁審査官は、
特許するにあたり発明が新規性を備えるか否かを審
査するが、世界中の文献を洩れることなくチェック
することは不可能であり、図書館に置かれアナログ
データしかないような文献は審査官が見逃す可能性
が極めて高い。無効にしたい対象特許の分野の文献
をしらみつぶしにすれば、無効理由が見つかる可能
性がある。

[2] 特許権侵害を指摘された場合の対抗措置「先使 用権」の証明

侵害を指摘されても、その特許の出願時にすでに
実施していた場合、その実施していた者には「先使
用権」があり特許権が及ばない。先使用権があるこ
とを立証するには、いつ、どのような技術を、どの
ように実施していたかを具体的に証明するものが必
要である。そのような事実が社史等に記録されている
可能性がある。

[3] 商標の使用証明

商標登録するために、商標を使用した結果、識別
力を獲得しているということを証明することが必要な
場合がある。また商標を使用した結果、周知著名に
なると、商標登録していなくても、第三者による
商標登録を防いだり、第三者からの商標権の行使を
免れることができる場合がある。商標の使用証拠
は、社史等、あらゆる書籍に登場し得る。

[4] その他あらゆるシーンにおいて、廃版で手に入
らない本に記載された情報が必要なときや、本屋で
購入可能だが買う必要はなくコピーのみ欲しいとき
には、図書館の本を利用するのが有効である。

私はこのような図書館が神奈川県にあることを誇
らしく思い、機会ある度に我が物のように自慢して

しまう。

「知ってる？川崎図書館は科学技術系の資料が充
実しているんだよ、京浜工業地帯に昔からあったか
らね。移転前の図書館に同業仲間で訪問したことが
あって、普通には入れてもらえない書庫を見せても
らったんだ。本を置ききれなくなって隣のビルとの
間に下から上までを使って作った書庫でね。ビルと
ビルの間に作っているから階段しかなくて、そこを
上り下りしたんだ。富士山に登ったすぐ後だったも
んだから辛かったー。参ったよ。」

今後も、図書館の職員の皆さんの熱い思いがある
限り、神奈川県立川崎図書館のファンは増殖し続け
るでしょう。応援しております。

ほさか・みちこ

(日本弁理士会関東支部 副支部長 神奈川委員会
委員長・弁理士)